5 平塚市開発審査会傍聴要領

(趣旨)

第1条 この要領は、平塚市附属機関の会議の公開に関する要綱第4条第3項の規定に基づき、 平塚市開発審査会の会議の傍聴に関し必要な事項を定める。

(傍聴席の区分)

第2条 傍聴席は、一般席及び報道関係者席に分ける。

(傍聴人の制限等)

- 第3条 会長は、会議の都度、会議を行う場所の収容人員等を考慮して、一般席の傍聴人の数を 定めることができる。
- 2 傍聴を希望する者が前項の数を超えるときは、抽選により傍聴人を決定するものとする。
- 3 会議の一部を非公開とするとき、又は全部を非公開とするときは、平塚市開発審査会条例施 行規則(以下「規則」という。)第6条の規定に基づき決定する。

(傍聴の禁止)

- 第4条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴することができない。
- (1) 酒気を帯びていると認められる者
- (2)他人に危害を及ぼすおそれのある物を携帯している者
- (3)ゼッケン、たすき、のぼり、プラカード、笛、拡声器、その他示威的なおそれのある物を 携帯している者
- (4)その他会議の秩序を乱し、会議に支障を及ぼすおそれのある物を携帯している者

(傍聴人の遵守事項)

- 第5条 傍聴人は、会場において静穏を保持し、次の各号の事項を守らなければならない。
- (1)会議における発言に対して、拍手その他の方法により可否を表明しないこと。
- (2)飲食又は喫煙をしないこと。
- (3) みだりに席を離れないこと。
- (4)携帯電話その他音を発する情報通信機器等の電源を切っておくこと。
- (5)会議の秩序を乱し、会議の妨害となるような行為をしないこと。
- (6)その他係員の指示する事項

(写真、録音等の許可)

- 第6条 傍聴人は、会場において写真等を撮影し、又は録音等をしようとする場合には、あらか じめ会長の許可を受けなければならない。
- 2 会長は、前項の許可を行うにあっては、規則第6条の規定に基づき決定する。

(秩序の保持)

- 第7条 会長は、会議の円滑な運営を図るため、傍聴人に指示し、又は事務局の職員をもって指示させることができる。
- 2 会長は、傍聴人がこの要領に違反したときは、これを制止し、その指示に従わないときは傍 聴人を退場させることができる。

附 則

この要領は、平成15年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。